

法務・労務・税務オンライン・セミナー概要

(2024年3月27日開催)

講師: 遠藤佳澄 労務担当 マネージャー / 南英子 弁護士 (FIDAL 法律事務所)

ジェトロ・パリ事務所

2024年4月

テーマ < 駐在員の税制 >

1. 海外勤務となる従業員に適用される個人所得税

フランス税法 第 4B 条に定められる規定に基づき、税務上の居住者であるかを判断する。規定は①世帯がフランス国内にある ②フランスが主な居住地である(原則、年に 183 日以上居住) ③フランスで職業活動をしている ④フランスに主な収入源がある のうち、一つでも満たしていれば税務上の居住者とみなされる。フランス国内法に基づき二重居住者とみなされる場合、日仏租税条約第 4 条にもとづき居住地が判断される。

給与所得に関する課税権

日仏租税条約第 15 条に準拠する規定：

一般原則：所得は職業活動を行う国にて課税。どちらでも活動している場合は仏で課税。

居住者 / 非居住者

納税者の義務：

- 全世界収入に対する課税（居住者）またはフランス源泉の所得のみ課税（非居住者）
 - 不動産富裕税：居住者は全世界に持つ不動産、非居住者はフランスに所有する不動産が対象となる。
 - 贈与税、相続税
被相続人がフランスに居住する場合はフランスで課税。
被相続人がフランス非居住者の場合、過去 10 年間のうち連続、非連続のどちらかで計 6 年間居住者でなかった相続人は課税対象外。
- * 非居住者で納税義務がなくても、申告義務はある。

給与所得に対する雇用主の義務：

従業員が居住者の場合：PAS（給与から毎月源泉徴収）

従業員が非居住者の場合：RAS（所定の申告書を用い 3 ヶ月毎に申告および支払い）

課税対象の範囲

- フランスの税務上の非居住者はフランスを源泉とする所得のみを対象とし課税。

- フランスの税務上の居住者は全世界所得を対象とし課税。日本で支給されるボーナスも合わせて申告。

フランスの税務上の居住者が日本にて課税される所得(日本源泉の不動産収入など)は日仏租税条約に基づき二重課税されることはないが、所得税率算出に際し考慮の対象となるため、申告はしなければならない。

駐在員に適用される優遇税制 (税法 155 B 条)

1- 適用条件 :

優遇税制は以下を条件とし従業員または会社責任者に適用される。

- フランスの税務上居住者である。
- 赴任前 5 年間にフランスの税務上居住者ではなかった。
- グループ内の異動である。

本規定を適用し控除の対象とする所得は赴任前に書面にて明示しなければならない。

2- 適用範囲 :

- フランス国内における職業活動と直接に関係し支給される手当(海外勤務手当、教育費、アパート代、住民税など)は控除。また、2018 年 11 月 15 日以降に赴任し、フランス国外で採用された方であれば一律 30%控除を適用することもできる。
- 上記の控除制度を適用した結果算出される課税対象額は、社内または類似した企業における同等の職務に対し支払われる課税対象額と比較しなければならない。
- 更に、フランスを拠点として頻繁に出張する際に支払われる出張手当に相当するフランス国外勤務手当も、フランス国外における活動が雇用主の判断に基づく場合、控除の対象となる。
- フランス国外源泉の配当、利子、売却利益、知的財産権にかかわる所得は一部(50%)控除
- 2016 年 7 月 6 日前に赴任の場合、赴任後 5 年目の 12 月 31 日まで適用可能。2016 年 7 月 6 日以降に赴任の場合は 8 年目の 12 月 31 日まで適用可能。
- ポストの変更やグループ内で勤務先が変更となった場合、駐在員ではなく現地採用となった場合でも本規定を適用し続けることが可能。

3- 控除額上限 : 以下のうち従業員にとって有利な方を適用

- 課税対象額総額の 50%
- フランス勤務となるために特別に支給される手当については全額または上限まで。フランス国外勤務手当がある場合は更に 20%を上限とし控除

2. 個人所得申告と納税システム

	居住者	非居住者
申告時期	年に一度、4月～5月に申告。対象年度の翌年5月に申告期限が定められる。	四半期毎に源泉徴収申告書を作成・提出すると同時に支払いを行う。また居住者と同様に年次申告を対象年度の翌年に行う。
申告者	自己申告	四半期毎の申告及び支払いは会社が行う。年次申告は自己申告であり、居住者と同じように行う。
納税システム	フランスで給与明細書を作成している場合は毎月源泉徴収となる。対象年度翌年の所得申告後に税額が確定し、その後調整される。税率は前年度の申告に基づいたもの	源泉徴収申告に基づく支払いは会社が行う。年次申告の後に生じる調整額については居住者と同じとなる。

フランスでは原則夫婦申告であるが、資産を個別に所有しており、同じ屋根の下に居住していないご夫婦の場合、個別課税となる。

3. 住民税

住民税は課税対象年度の1月1日の状況に基づき課税。所有者でも賃貸または無償で借りている場合でも1月1日に居住していた住所が課税対象となる。2023年以降、本宅に対する住民税は全面廃止。ただし、別荘、本宅ではないその他の家具付き住居の場合は住民税が課される。2022年以降、テレビ視聴料も廃止。

出向者の場合、会社名義で住居を借りるケースが多い。2023年以降、住民税は撤廃されたが、企業が契約者となっている場合、企業名義で住民税課税通知書が送付されてくるケースが散見される。税務署に問い合わせしているが、現在のところ回答がない。アパートを会社名義で借りる際に借りる人の名前を明記し、その人が個人的に使用するという説明書きを付することをアドバイスする。

(以上)